

# 記入例

別記様式(第2条関係)

## 路外駐車場設置(変更)届出書

令和元年5月1日

世田谷区長 へ

法人場合は、法人名及び代表者名を記入し、代表者印を押印。  
個人の場合は個人印を押印。

東京都世田谷区世田谷4-21-27  
世田谷パーキング株式会社  
代表取締役 世田谷 太郎

印

駐車場法第12条の規定により、次のように届け出ます。

1	駐車場の名称	世田谷パーキング駐車場		正式名称を記入	
2	駐車場の位置	世田谷区世田谷4-21-27		駐車場の所在地(住居表示)を記入	
3 規 模	イ 駐車場の区域の面積	駐車場の敷地面積を記入		20,500.0 平方メートル	
	ロ 駐車場の用に供する部分の面積(A+B+C+D)	駐車場の用に供する部分、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場 その他駐車のため必要な施設の総面積を記入		20,000.0 平方メートル	
	a 建築物である部分	駐車場の用に供する部分の面積(A)	一般公共の用に供する部分 時間貸駐車マス部分の面積、台数を記入	四輪車(注)専用	平方メートル (駐車台数 台)
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
				四輪車及び特定自動二輪車併用	7,000.0 平方メートル
					四輪車 駐車台数 450 台 特定自動二輪車 駐車台数 10 台
				小計	平方メートル
				b 建築物でない部分	駐車場の用に供する部分の面積(C)
	特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)			
	四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル 四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台			
小計	平方メートル				
	車路等の面積(B)			13,000.0 平方メートル	
	車路、料金徴収所等、駐車場の用に供する面積のうち、駐車マス以外の部分の面積を記入				
	一般公共の用に供する部分 時間貸駐車マス部分の面積、台数を記入				
	四輪車専用			平方メートル (駐車台数 台)	
	特定自動二輪車専用			平方メートル (駐車台数 台)	
	四輪車及び特定自動二輪車併用			平方メートル 四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台	
	小計			平方メートル	

3 規 模	b 建築物でない部分	駐車場の用に供する部分の面積(C)	それ以外の部分 月極め契約や従業員専用駐車場マス等、時間貸駐車場マス以外の部分の面積、台数を記入	四輪車専用	平方メートル ( 駐車台数 台 )	
				特定自動二輪車専用	平方メートル ( 駐車台数 台 )	
				四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル	
					四輪車 駐車台数 台	
				特定自動二輪車 駐車台数 台		
	小計	平方メートル				
		車路等の面積(D)	平方メートル			
	駐車場の用に供する部分の面積の合計 (A+C)		一般公共の用に供する部分 時間貸駐車場マス部分の面積、台数を記入	四輪車専用	平方メートル ( 駐車台数 台 )	
				特定自動二輪車専用	平方メートル ( 駐車台数 台 )	
				四輪車及び特定自動二輪車併用	7,000.0 平方メートル	
		四輪車 駐車台数 450 台				
		特定自動二輪車 駐車台数 10 台				
		小計	平方メートル			
		それ以外の部分 月極め契約や従業員専用駐車場マス等、時間貸駐車場マス以外の部分の面積、台数を記入	四輪車専用	平方メートル ( 駐車台数 台 )		
			特定自動二輪車専用	平方メートル ( 駐車台数 台 )		
			四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル		
				四輪車 駐車台数 台		
			特定自動二輪車 駐車台数 台			
		小計	平方メートル			
4 構 造	イ 建築物である部分		鉄骨、鉄筋、コンクリート造。地上3階、地下1階(内駐車場部分3階)			
	ロ 建築物でない部分		アスファルト舗装	記入例：透水性アスファルト舗装、砂利敷舗装		
5 設 備	イ 特殊の装置	a 特殊の装置の有無	なし			
		b 特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による認定の概要	認定の番号	駐車場法第15条により国土交通大臣が認定した機械式駐車装置(自走式駐車場を除く)を設置する駐車場の場合、「特殊の装置の有無」を「あり」とし、大臣認定の番号、装置の名称を記入。		
	ロ それ以外の設備		喚起装置、警報装置、消火設備	特殊装置以外の換気装置、照明装置、警報装置、その他の設備の概要を記入		
6	附帯業務のための施設		自動販売機	駐車場内で行う有料業務について記入例：洗車場、売店		
7	従業員概数		3名	駐車場の管理に従事する人数を記入(事務、付帯業務を含む)		
8	供用開始(予定)日		令和2年3月31日	業務を開始しようとする日		

(注)

道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号のうち、特定自動二輪車以外のもの。